

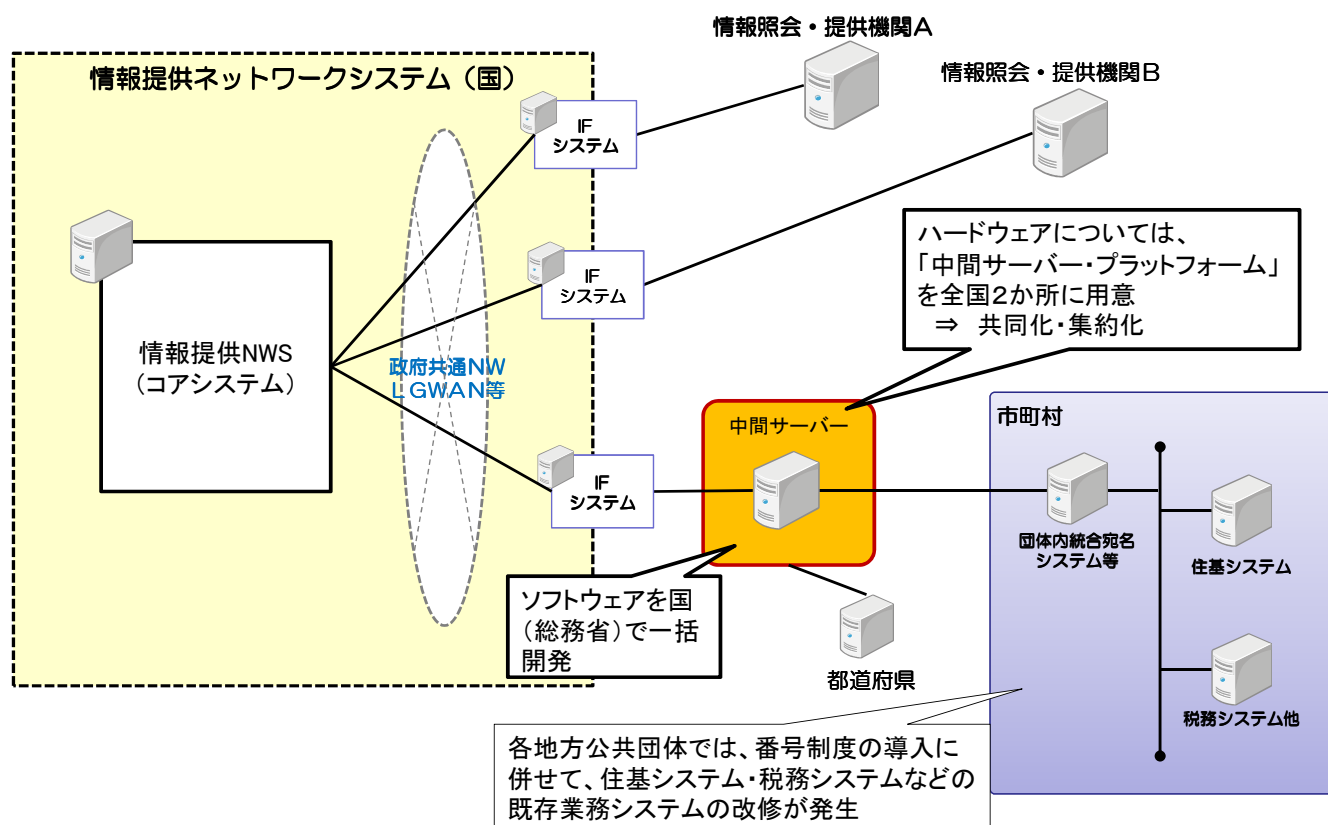
地方自治体における共通番号対応の現状 と独自利用計画について

平成26年3月14日

総務省自治行政局住民制度課

課長 篠原 俊博

個人番号制度に係る地方公共団体のシステム整備



番号制度に係る地方公共団体のシステム整備に係る予算対応について

- 地方公共団体における番号制度の導入に必要な既存システムの改修、中間サーバーの整備等について、以下のような対応が見込まれるところ（社会保障関係システムの取扱いについては別途）。

既存住基システムの改修

【対応年度：26年度予算～】

27年10月からの個人番号の通知への対応については26年度中に終わることが必要（テスト等の一部作業は、27年度対応）。このため、全ての市区町村において、26年度に改修作業にとりかかることが必要。

既存税務システムの改修

【対応年度：26年度予算～】

28年1月からの個人番号利用及び28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要。

改修負荷が高いことが見込まれる団体（大規模団体等を想定）においては26年度から、改修負荷が低いことが見込まれる団体（パッケージソフトウェアをノンカスタマイズで導入している団体や、小規模団体等を想定）においては27年度からの対応が想定されるが、対応時期については、各団体のシステムの状況等を踏まえ、各団体ごとに早期の検討が必要。

中間サーバーの整備

中間サーバーは、29年7月から予定されている情報連携のため必要となるもの。この中間サーバーのソフトウェアについては国で一括開発（平成25年度～）。

中間サーバーのハードウェアについては、地方公共団体情報システム機構の整備・運用により、中間サーバーの拠点（「中間サーバー・プラットフォーム」）を、全国2か所に用意することとしている。

団体内統合宛名システム等の整備

【対応年度：26年度予算～】

27年10月からの個人番号の通知への対応、28年1月からの個人番号利用及び28年7月から予定されている情報提供ネットワークシステムとの総合運用テストまでに、それぞれに必要な対応を終える必要。

中間サーバーの整備と併せ、情報連携等を行うため、各団体において団体内統合宛名システム等を整備することとし、対応時期については、各団体のシステムの状況等を踏まえ、早期の検討が必要。

2

番号制度構築に係る地方公共団体の関係システム整備への支援（総務省要求分）

■国庫補助の対象

- 番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備（下記システム）のうち、直接的に番号制度の導入に係る経費を対象として、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助金を措置

（単位：億円）

項目		H26	
		事業費	国庫補助金
住基システム	補助率 10/10	123.5	123.5
税務システム	補助率 2/3	190.2	126.8
中間サーバー整備（ハードウェア）	補助率 10/10	19.7	19.7
団体内統合宛名システム等	補助率 10/10	41.3	41.3
合計		374.7	311.3

■国庫補助率

- 住基システム改修：補助率＝10/10
- 税務システム改修：補助率＝2/3
（当該システムを使用する庁内業務に係る個人番号の利用等に相当するものとして事業費の1/3）
- 中間サーバー整備（ハードウェア）及び団体内統合宛名システム等：補助率＝10/10

■税務システムの国庫裏負担分（1/3）については、普通交付税及び特別交付税措置。

また、上記システム整備に伴い生ずるランニング経費については、地方財政措置。

3

地方公共団体における番号制度に係る中間サーバーの整備ポイント

必要性

セキュリティ、コストの観点から、インターフェイスシステムと既存業務システムを接続する方法として、情報連携対象の個人情報データの副本を保存・管理する「中間サーバー」を置くことが適当

○セキュリティ

副本を中間サーバーに保存することで、障害等の場合も既存業務システムへの影響を遮断

○コスト

既存業務システムの改修を最小限に抑えるとともに、中間サーバーの稼働により情報連携に対応
(既存業務システムの稼働コストの最小限化)

基本的な考え方

○地方公共団体が管理

○保有すべき情報

- ・ 符号とともに、所得情報、世帯情報、各福祉分野情報(別表第二規定)、更新日時等の保有・管理が必要
- ・ セキュリティの観点から、個人番号、基本4情報は保有せず、団体内統合宛名番号の保有により本人を特定することが適当
- ・ 極力リアルタイムでの情報更新が望ましいが、業務負担軽減の観点から、更新時点情報の保持を前提に、業務特性に応じた更新頻度とするもの

○セキュリティ確保方策

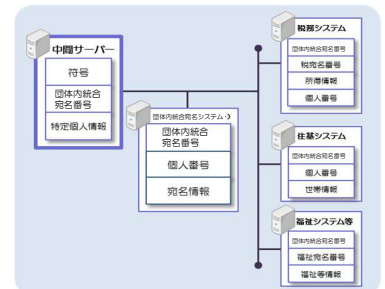
- ・ 特定個人情報が保存されることから、セキュリティ確保は重要。未知のマルウェアなど新たな脅威にも対応した対策が必要。
(対策例)
- ・ 職員認証と適切な権限管理、ネットワーク設定の適切な実施、サーバーの通信状況の監視、ウイルス対策 等

○必要とされる機能

- ・ 情報照会・提供機能、符号管理機能、既存システム接続機能、インターフェイスシステム接続機能、情報提供等記録管理機能 等

中間サーバーが保有すべき情報

○個人番号を保有せず、団体内統合宛名番号を保有



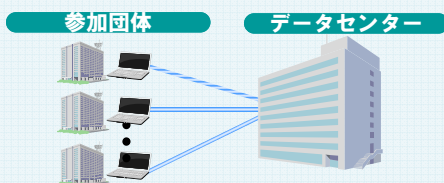
中間サーバーが保有する情報(モデルケース)

番号制度の導入と自治体クラウドの関係

- 番号制度導入は、自治体クラウドを導入する絶好の機会である。
- 自治体クラウド導入は、番号制度の導入に伴うシステムの整備及び運用の効率化に繋がる。

自治体クラウド導入

- 複数の地方公共団体がシステムのハードウェア、ソフトウェア等を外部のデータセンターで保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組み



導入効果

- ・ 徹底したコストカットと効率的な行政運営の実現
- ・ 災害やセキュリティに強い行政基盤の構築 等

番号制度導入

- 複数の機関において、それぞれの機関ごとに「番号」やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、紐付けられた情報を活用する仕組み
…等



導入効果

- ・ 事務手続きの簡素化、負担軽減
- ・ よりきめ細やかな社会保障給付の実現 等

相乗効果

効率的な電子行政の実現

番号クラウド推進プロジェクトチーム

- 番号制度の導入にあたって、情報システムを個々の市町村がばらばらに整備するのは非効率であることから、クラウド技術による効率的な整備を推進する。
- 総務省として「番号クラウド推進プロジェクトチーム」を自治行政局長、地域力創造審議官のもとに設置し、推進する。

(チームリーダー)

大臣官房審議官(地方行政・個人番号制度担当)

(構成員)

大臣官房 企画課 個人番号企画室長

行政管理局 行政情報システム企画課長

自治行政局 住民制度課長

自治行政局 住民制度課 外国人住民基本台帳室長

自治行政局 市町村課 行政経営支援室長

地域力創造グループ 地域政策課 地域情報政策室長

情報流通行政局 地域通信振興課 地方情報化推進室長

6

番号制度に係る地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化の基本的考え方

- 番号制度導入にあたって、地方公共団体において整備が必要となる中間サーバーについては、次のとおりクラウドの積極的活用により、共同化・集約化を推進。

①ソフトウェア:国による一括開発

- ◆ 中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであり、国(総務省)において一括開発(平成25年度～)し、地方公共団体に配布(当該ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施)

②ハードウェア:クラウドによる共同化・集約化

- ◆ 中間サーバーのハードウェアの整備は、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることとし、中間サーバーの拠点(「中間サーバー・プラットフォーム」)を、機構が全国2か所に用意(平成26年度後半～27年度で整備)

⇒ LGWAN-ASPの活用

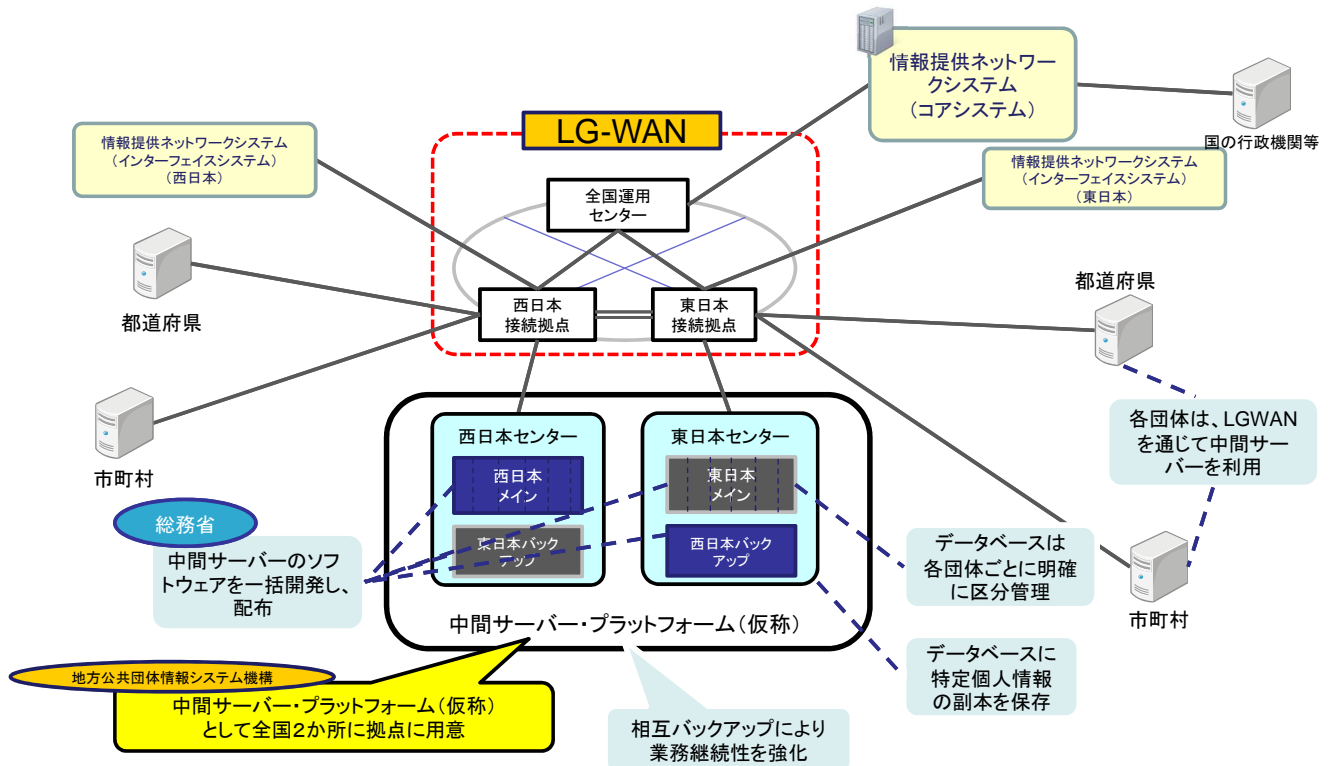
⇒ 機構が用意するこのプラットフォームを各都道府県・市区町村が活用

→ (a)イニシャルコスト・ランニングコストの節減、(b)セキュリティ、運用の安定性の確保につながるもの

※ 整備経費については、各都道府県及び市区町村の負担とし(機構への負担金)、当該負担金に応じて各団体に対して国庫補助金を交付(補助率10/10)

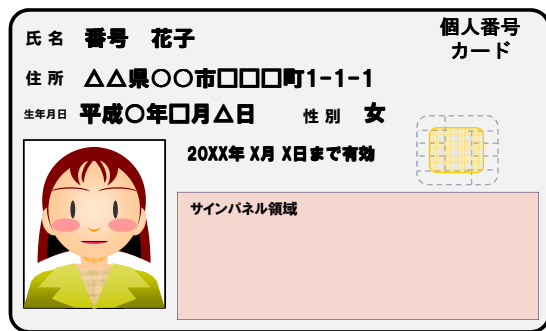
7

地方公共団体における中間サーバーの共同化・集約化(イメージ)

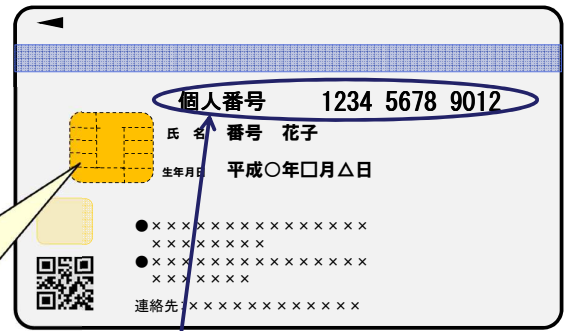


個人番号カードの3つの利用箇所について

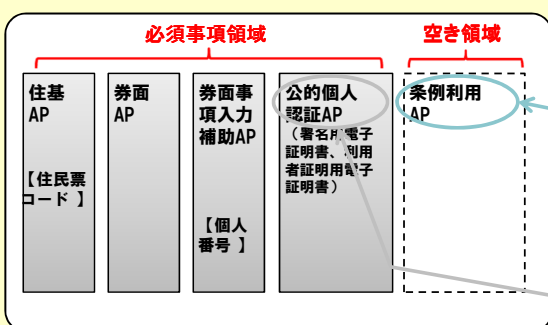
個人番号カードの表面(案)



個人番号カードの裏面(案)



個人番号カードのICチップ内の構成



(1)個人番号
 社会保障、税又は災害対策分野における法定事務(番号法別表第一に定める事務)において利用。
 また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

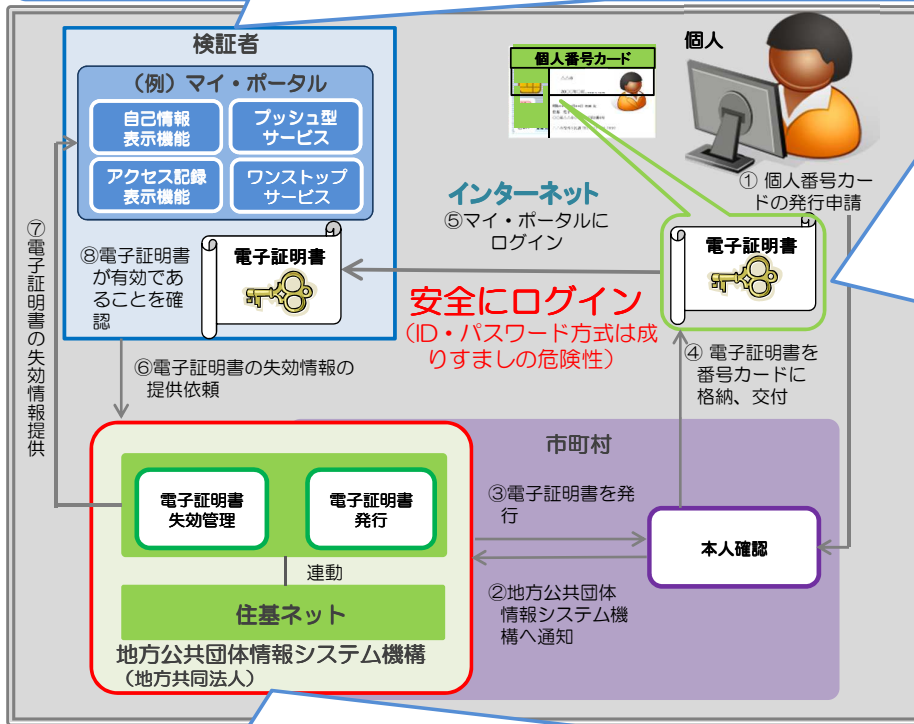
(2)ICチップの空き領域
 現行の住基カード同様、市町村等が条例で定めることにより利用可能。
 ・印鑑登録証 ・コンビニ交付
 ・証明書自動交付機 ・図書館利用
 ・公共施設予約 ・地域の買い物ポイント 等

(3)電子証明書
 行政機関等(e-TAX、マイポータル(予定))の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。
 イメージ: 金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

公的個人認証法の一部改正について

【改正点(2)】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
(二検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



【改正点(1)】

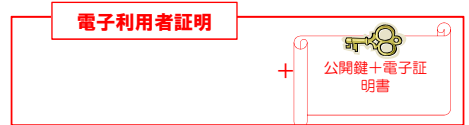
署名用電子証明書に加え、利用者証明用電子証明書を新設

◎署名用電子証明書



電子署名
：インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書



電子利用者証明
：インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて利用者本人であることを証明する仕組み

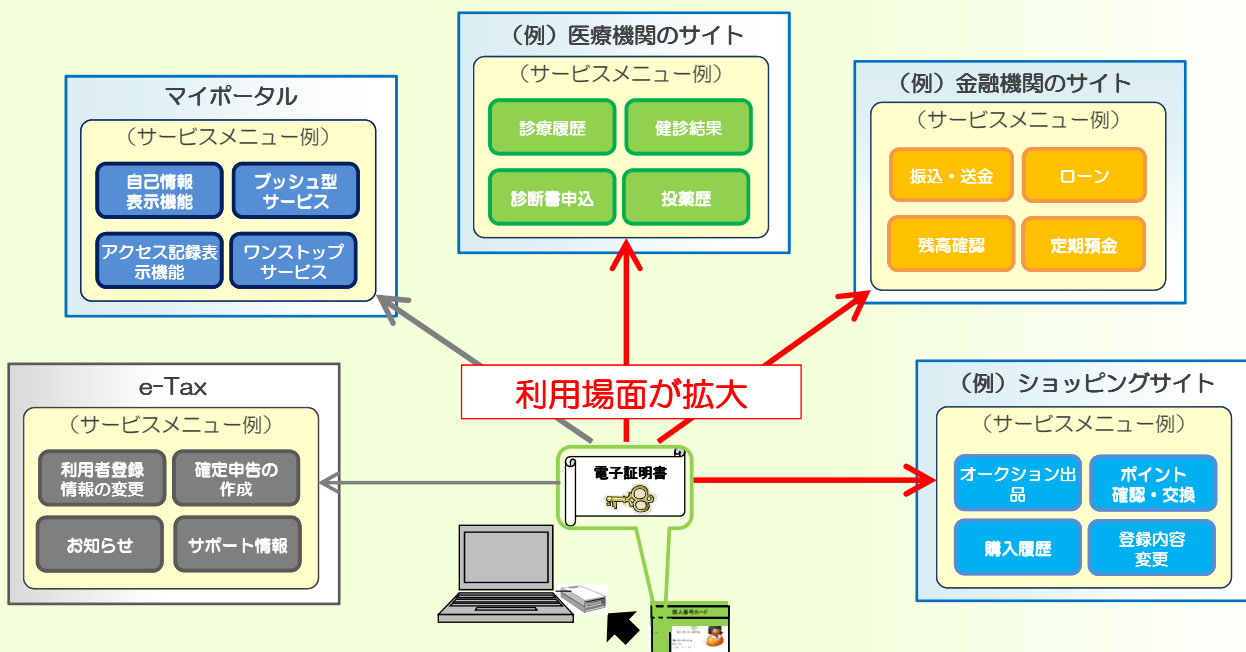
【改正点(3)】

電子証明書の発行を都道府県知事から地方公共団体情報システム機構が行うことに変更

10

公的個人認証法の民間拡大について

- e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- ID・パスワード方式よりも高いセキュリティレベルを要求されるサービスへ、今後も普及拡大



11